

2015 博物館及びその収集品並びにこれらの多様性及び社会における役割の保護及び促進に関する勧告

2015.11.17 第 38 回ユネスコ総会

国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の総会は、博物館が、ユネスコ憲章に定めるとおり、拘束を受けない客観的な真理の探究並びに思想及び知識の自由な交換において、ユネスコの基本的な使命（文化の広範な普及、正義、自由及び平和のための人類の教育、人類の知的及び精神的な連帯の基盤並びに全ての人々のための教育のための十分かつ均等な機会に対する貢献を含む。）の一部を共有していることを考慮し、憲章に定めるとおり、ユネスコの任務の一つが、教育事業の発展において加盟国の要請に応じて加盟国と協力することにより、また、人種若しくは性の差別又は経済的若しくは社会的な差別のない教育上の機会の均等の理想を前進させ、並びに知識を維持し、向上させ、及び普及するために諸国間の協力関係を作ることにより、一般の教育及び文化の普及に新たな刺激を与えることであることを考慮し、

時間及び空間における多様な形態の文化の重要性、人々及び社会がこの多様性から得る利益並びに地域社会、人々及び諸国の利益において、国内の及び国際的な開発政策に文化の多様性を戦略的に組み込むことの必要性を認識し、

動産及び不動産の状態における文化及び自然の有形及び無形の遺産の保存、研究及び伝承が、全ての社会、人々の間の異文化間の対話、社会的な結束及び持続可能な開発にとって極めて重要であることを確認し、

博物館が、ユネスコ総会が第 11 回会期（1960 年 12 月 14 日、パリ）において採択した 1960 年の博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告に定めるとおり、このような課題の達成に向かって効果的に貢献することができることを再確認し、

さらに、博物館及びその収集品が、世界人権宣言、特にその第 27 条の規定並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、特にその第 13 条及び第 15 条の規定に定めるとおり、人権の向上に貢献することを確認し、

遺産の管理者としての博物館の内在的な価値及び創造性を刺激し、創作及び文化に係る産業並びに娯楽のための機会を提供し、並びに世界における市民の物質的及び精神的な福祉に貢献する上でも、博物館の役割が一層増加していることを考慮し、

加盟国の管轄の下のある状況において有形及び無形並びに動産及び不動産の文化遺産及び自然遺産を保護すること並びにその目的のために博物館の活動及び収集品の役割を支援することが、全ての加盟国の責任であることを考慮し、

ユネスコその他の機関が採択した国際的な基準を設定する文書（条約、勧告及び宣言を含む。）が博物館及びその収集品の役割について存在し、これらの全てが引き続き有効であることに留意し（注 1）、

1960 年の博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告が採択されて以来、博物館の役割及び多様性に影響を与えた社会経済的及び政治的な変化の規模を考慮し、

有形及び無形の文化遺産及び自然遺産を支える博物館及びその収集品の役割並びに関連する役割及び責任に関し、既存の基準及び原則によって与えられている保護を強化することを希望し、

博物館及びその収集品並びにこれらの多様性及び社会における役割の保護及び促進に関する勧告についての提案を考慮し、ユネスコ勧告が、様々な利害関係者に対応して原則及び政策の指針を提供する拘束力を有しない文書であることを想起して、この勧告を 2015 年 11 月 17 日に採択する。

総会は、加盟国が、その管轄の下の自国の領域において、この勧告に定める原則及び規範を実施するために求められる立法その他の措置をとることによって次の規定を適用することを勧告する。

序

- 文化及び自然の多様性の保護及び促進は、21 世紀の主要な課題である。この点に関し、博物館及びその収集品は、自然及び人類の文化の有形及び無形の証拠を保護する主要な手段となる。
- 文化の伝承、異文化間の対話、学習、討論及び研修の場としての博物館は、教育（フォーマル教育及びインフォーマル教育並びに生涯学習）、社会的な結束及び持続可能な開発においても重要な役割を果たす。博物館は、文化遺産及び自然遺産の価値並びにその保護及び伝承に貢献する全ての市民の責任に関し、公衆の意識を高める大きな可能性を有している。博物館は、また、文化及び創作の産業並びに観光を通じ、特に経済的開発をも支援する。
- この勧告は、博物館及びその収集品が、遺産の保存及び保護、文化の多様性の保護及び促進、科学的知識の伝承、教育政策、生涯学習及び社会的な結束の発展並びに創作に係る産業及び観光の経済の発展により持続可能な開発におけるパートナーとなるよう、その保護及び促進の重要性について加盟国の注意を喚起するものである。

I 博物館の定義及び多様性

4 この勧告において、「博物館」とは、教育、研究及び娯楽を目的として、有形及び無形の人類の遺産並びにこれらの環境の取得、保存、調査、伝達及び展示を行う非営利の常設機関であって、公衆に開かれた社会及びその発展を支援するためのものをいう（注 2）。このように、博物館は、遺産の保護、保存及び伝承において不可欠な役割を果たしつつ、人類の自然及び文化の多様性を代表するよう努める機関である。

5 この勧告において、「収集品」とは、有形及び無形並びに過去及び現在の自然及び文化の財産の集合をいう（注 3）。加盟国は、この勧告の目的のため、自国の法的枠組みに基づき収集品として理解されているものの範囲を定めるべきである。

6 この勧告において、「遺産」とは、一連の有形及び無形の価値として、並びに現代の世代による保護及び促進並びに将来の世代への伝承に値する個性、信条、知識及び伝統並びに生活環境の反映及び表現として、所有権とは別に、人々が選択し、及び特定する表現をいう（注 4）。「遺産」とは、また、ユネスコの文化条約に含まれる文化遺産及び自然遺産並びに有形及び無形の文化財及び文化物をいう。

II 博物館の主たる任務

保存

7 遺産の保存は、使用され、及び保管される場合に収集品の完全性を確保しつつ、安全、予防的及び修復のための保存並びに博物館の物件の修復に加え、取得及び収集品の管理（リスク分析、危機対応のための能力の開発及び緊急計画の作成を含む。）に関連する活動から成る。

8 博物館における収集品の管理の重要な要素は、専門的な目録の作成及び維持並びに収集品の定期的な管理である。目録は、博物館を保護し、不正取引を妨げ、及びこれと戦い、並びに博物館が社会においてその役割を果たすことを支援するために不可欠な手段である。目録は、また、収集品の移動についての健全な管理を円滑にする。

調査

9 調査（収集品の研究を含む。）も、博物館の主たる任務の一つである。調査については、他の者と連携して実施することができる。博物館の可能性を最大限に実現し、及び公衆に対して提供することができるのは、このような調査から得られる知識によってのみである。調査は、博物館が歴史を現代の状況において考察するための機会を提供するため、並びに収集品を解釈し、描写し、及び展示するために最も重要である。

伝達

10 伝達も、博物館の主たる任務の一つである。加盟国は、博物館が専門知識の特定の範囲内で収集品、記念工作物及び遺跡に関する知識を積極的に解釈し、及び普及させ、並びに適当な場合には、展示会を開催するよう奨励すべきである。さらに、博物館は、社会において積極的な役割を果たすため、伝達のための全ての手段（例えば、公開された行事の開催、関連する文化活動への参加その他有形及びデジタルの双方の形式による公衆との交流）を用いるよう奨励されるべきである。

11 伝達に関する政策については、統合、アクセス及び社会的な包容を考慮すべきであり、また、公衆（通常、博物館を訪問しない集団を含む。）と連携して実施すべきである。博物館の活動は、また、公衆及び地域社会のための活動によって強化されるべきである。

教育

12 教育も、博物館の主たる任務の一つである。博物館は、特に学校その他の教育機関と連携して、知識並びに教育上の及び教育学的な事業の策定及び伝承により、フォーマル教育及びノンフォーマル教育並びに生涯学習に従事する。博物館における教育事業は、その収集品の主題及び市民生活について様々な聴衆を教育すること並びに遺産の保存の重要性に関する意識を大きく向上させ、及び創造性を促進することのために最も貢献する。博物館は、また、関連する社会的な話題の理解に資する知識及び経験をも提供することができる。

III 社会における博物館に関する論点

地球規模化

13 地球規模化は、利用の容易さの向上及び均質化に反映される肯定的及び否定的な効果を伴って博物館に影響を与えてきた収集品、専門家、訪問者及び思想の一層大きな移動を可能にした。加盟国は、地球規模化された世界における博物館の役割を減ずることなく、博物館及びその収集品を特徴付ける多様性及び同一性の保護を促進すべきである。

経済及び生活の質と博物館との関係

14 加盟国は、博物館が社会における経済的な活動を行い、及び収入を生じさせる活動に貢献することができることを認識すべきである。さらに、博物館は、自己が所在する地域社会及び地域の生活の質に貢献する**観光の経済及び生産的な事業に参加**する。より一般的には、博物館は、ぜい弱な人々の社会的な包容を高めることもできる。

15 多くの博物館が、財源を多様化し、及び自己の持続可能性を高めるため、その選択又は必要性によって収入を生じさせる活動を増加させている。**加盟国は、博物館の主たる任務を損ねるような収入の創出に高い優先順位を与えるべきでない。**加盟国は、**博物館の主たる任務が社会にとって最も重要ではあるが財政的な条件のみで表現することはできないことを認識すべき**である。

社会的役割

16 加盟国は、1972 年のサンティアゴ・デ・チレ宣言において強調された博物館の社会的役割を支援するよう奨励される。博物館は、社会における重要な役割を果たすこと並びに社会的な統合及び結束の要因として、全ての国において一層認識されてきている。この意味において、博物館は、社会における重大な変化（**不平等の増加及び社会的なきずなの崩壊**をもたらすものを含む。）に直面する**地域社会を支援**することができる。

17 博物館は、不可欠な**公共の空間**であって、社会の全てに対応すべきであり、これにより、**社会的なきずな及び結束**の発展、市民の育成並びに集団的な個性の反映において重要な役割を果たすことができるものである。博物館は、**全ての人々（不利な立場にある集団を含む。）に開放**され、並びに全ての人々について**物理的及び文化的なアクセスを約束**する場であるべきである。博物館は、歴史的、社会的、文化的及び科学的な問題に関し、**考察し、及び議論する場**となることができる。博物館は、また、**人権及び男女平等の尊重を促進**すべきである。加盟国は、博物館がこれらの役割の全てを果たすよう奨励すべきである。

18 博物館の収集品において先**住民族の人々の文化遺産**が示される場合には、加盟国は、これらの収集品の管理及び適当な場合には適用される法令及び政策による**返還又は原状回復**に関し、博物館と先住民族の人々との間の対話及び建設的な関係の構築を奨励し、及び促進するための適当な措置をとるべきである。

博物館並びに情報通信技術（ICTs）

19 情報通信技術の進歩によってもたらされた変化は、遺産及び関連する知識の保存、研究、創造及び伝承に関し、博物館にとっての機会を提供する。加盟国は、博物館が知識を共有し、及び普及させるよう支援すべきであり、並びにその主たる任務を改善するために必要と判断される場合には、博物館がこれらの技術を利用することができる方法を有することを確保すべきである。

IV 政策

一般的な政策

20 文化遺産及び自然遺産に関する既存の国際文書は、遺産の保護及び促進並びに公衆による遺産の全般的な利用の容易さにおいて、博物館の重要性及び社会的役割を認めている。この点に関し、加盟国は、自国の管轄又は管理の下にある領域における博物館及びその収集品が、当該国際文書によって与えられる保護的かつ促進的な措置から利益を得られるよう適当な措置をとるべきである。加盟国は、また、あらゆる状況において博物館を保護するための能力を強化するための適当な措置をとるべきである。

21 加盟国は、博物館が適用可能な国際文書の原則を実施することを確保すべきである。博物館は、有形及び無形の文化遺産及び自然遺産の保護及び促進のために国際文書の原則を遵守することを約束する。博物館は、また、文化財の不正取引と戦うために国際文書の原則を遵守し、及びこの問題においてこれらの努力を調整すべきである。博物館は、また、専門的な博物館の共同体が確立する倫理的及び職業的な基準について考慮しなければならない。加盟国は、自国の管轄の下にある領域において、社会における博物館の役割が法的及び職業的な基準に従って果たされることを確保すべきである。

22 加盟国は、博物館の主たる任務に従い、博物館を支援し、及び発展させることにより、自国の管轄又は管理の下にある領域に所在する博物館を保護し、及び促進することを確保するよう、政策を採用し、及び適当な措置をとるべきであり、並びにこの点に関し、博物館が適切に機能するために必要な人的及び物理的資源並びに財源を開発すべきである。

23 博物館及び博物館が管理者である遺産の多様性は、博物館の最大の価値を成す。加盟国は、国内の及び国際的な博物館の共同体により、定義され、かつ、促進される質の高い基準を利用するよう博物館に対して奨励しつつ、このような多様性を保護し、及び促進することが求められる。

機能的な政策

24 加盟国は、博物館が遺産を保護し、及び将来の世代に継承することを可能とするため、地域社会及び文化の状況に適応した積極的な保存、調査、教育及び伝達の政策を支援するよう求められる。この観点から、博物館、地域社会及び市民社会と公衆との間の協調的な、かつ、参加型の努力が強く奨励されるべきである。

25 加盟国は、自国の管轄の下にある領域内に設立された博物館において、国際的な基準に基づく目録の編集が優先事項であることを確保するよう、適当な措置をとるべきである。この点に関し、博物館の収集品のデジタル化は、極めて重要であるが、収集品の保存を代替するものとみなすべきでない。

26 博物館の多様性及び社会における役割を機能させ、保護し、及び促進するための良い慣行は、国内の及び国際的な博物館のネットワークによって認識されている。これらの良い慣行は、この分野における革新を反映するために継続的に更新される。この点に関し、国際博物館会議（ICOM）が採択する博物館の倫理規定は、最も広く共有された参考である。加盟国は、これらの倫理規定その他の倫理規定及び良い慣行を採用し、及び普及させることを促進すること並びに基準、博物館に係る政策及び国内法令の策定を通報するためにこれらの倫理規定を使用することが奨励される。

27 加盟国は、自国の管轄の下にある領域において博物館による必要とされる専門知識を有する適切な人員の雇用を促進するため、適当な措置をとるべきである。効果的な労働力を維持するよう、全ての博物館の職員の継続的な教育及び専門的な能力の育成のための十分な機会については、措置をとるべきである。

28 博物館の効果的な任務は、公的な及び民間の資金並びに適当な連携によって直接に影響を受ける。加盟国は、博物館の主たる任務を尊重しつつ、社会の利益のために博物館がその使命を果たすことができるよう、明確な展望、博物館に関する十分な計画及び資金並びに異なる資金調達の仕事の間の調和のとれた均衡を確保するよう努めるべきである。

29 博物館の任務は、新たな技術及びその日常生活において増大する役割によっても影響を受ける。このような技術は、世界の中で博物館を促進するための大きな可能性を有するが、当該技術へのアクセス又はこれらを効果的に使用するための知識若しくは技能を有しない人々及び博物館にとって潜在的な障害にもなる。加盟国は、自国の管轄又は管理の下にある領域における博物館のために、当該技術へのアクセスを提供するよう努めるべきである。

30 博物館の社会的役割は、遺産の保護と共に博物館の基本的な目的を成す。1960 年の博物館をあらゆる人々に開放する最も有効な方法に関する勧告の精神は、社会において博物館のための永続する場を創出する上で引き続き重要である。加盟国は、自国の管轄の下にある領域において設立された博物館に関する法律にこのような原則を含めるよう努めるべきである。

31 博物館の部門並びに文化、遺産及び教育に責任を有する機関における協力は、博物館並びにその多様性及び社会における役割を保護し、及び推進するため最も効果的かつ持続可能な方法の一つである。したがって、加盟国は、全ての段階において、博物館並びに文化的及び科学的な機関の間の協力（そのような協力並びに国際的な展示、交流及び収集品の移動を促進する専門的なネットワーク及び団体への参加を含む。）及び連携を奨励すべきである。

32 5 に定義する収集品は、博物館でない機関において保有される場合には、一貫性を保ち、及びこれらの国の遺産についての文化の多様性をより良く表すよう、保存され、及び促進されるべきである。加盟国は、これらの収集品の保護、調査及び促進並びに当該収集品へのアクセスにおいて協力することが求められる。

33 加盟国は、自国の管轄の下にある領域に所在する博物館において、勧告の発展及び実施を可能とする公共の計画及び政策を策定するため、適当な法的、技術的及び財政的な措置をとるべきである。

34 博物館の活動及びサービスの向上に貢献するため、加盟国は、観客を育成するための包括的な政策の策定を支援することが奨励される。

35 加盟国は、勧告をより適切に実施し、並びに特に開発途上国の博物館及び収集品の利益のため、ユネスコによるものを含む二国間又は多数国間の仕組みを通じ、能力の開発及び専門的な訓練における国際協力を促進すべきである。

博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告

1960 年 12 月 4 日 第 11 回ユネスコ総会採択

国際連合教育科学文化機関は、1960 年 11 月 14 日から 12 月 15 日までパリにおいて開催された第 11 回総会において、その憲章に規定されている同機関の権能の 1 つが大衆教育と文化の普及に清新なる刺激を与え、人種・性又は経済的・社会的差別なしに、教育の機会均等の理想を推進せしめるため人々の間に協力を醸成することにより、人々の間に相互理解を増進するための仕事に協力し、且つ知識を保存し、増大させ、さらに普及することであることを考慮し、

博物館はこの課題の達成に効果的に貢献しうることとを考慮し、あらゆる種類の博物館は娯楽と知識の根源であることを考慮し、さらに、博物館は美術品、学術資料を保存し、且つそれらを公衆に展示することにより、各種文化についての知識を普及し、かくして諸国民間に相互理解を増進することとを考慮し、その結果、国民のあらゆる階層、特に勤労階級に博物館を利用せしめるよう奨励するため、あらゆる努力が払われるべきであることを考慮し、

世界の産業構造の進展とともに、人々が従来以上の余暇を持つこと、またかかる余暇が総ての人の利益と文化的向上に利用されるべきであることを考慮し、

博物館がその恒久的な教育上の使命を遂行し且つ、勤労者の文化的欲求を満足せしめるために斟酌すべき新たな社会的環境とその要請とを認め、

総会議題 17. 4. 1 にすべての人に博物館を利用せしめるための最も有効な方法に関する提案が上程されており、本提案を加盟各国に対する勧告の方式をもって国際規制の対象とすべきことを第 10 回総会において決議したので、1960 年 12 月 4 日に、本勧告を採択する。

総会は、加盟各国が、それぞれの国内で、本勧告に明示されている原則ならびに基準に効果を与えるために必要なあらゆる法的又は他の措置を講じて、下記規定を適用することを勧告する。

総会は加盟各国が、本勧告を博物館を主管する当局又は、団体ならびに博物館自体に周知せしめるよう勧告する。

総会は加盟各国が、総会によって決定される時期及び書式によって、加盟各国が本勧告に基づき行なった措置につき総会に報告するよう勧告する。

I 定義

1. 本勧告の趣旨にかんがみ、「博物館」とは、各種方法により、文化価値を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究かつ拡充すること、特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、即ち、美術的、歴史的、科学的及び工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味するものとする。

II 一般原則

2. 加盟各国は、各自国内の博物館が経済的又は社会的地位に関係なく、すべての人に利用されるようあらゆる適切な措置をとる。

3. このため、適用されるべき措置の選定に当っては、加盟各国内にある種々の形態の博物館管理方式を考慮する。例えば、この措置は、博物館が国有且つ国によって管理されているか、国有ではないが、国から定期的又は随時財政援助を受けているか、あるいは、国が学術的、技術的又は行政的能力内で博物館管理に参加しているかによって異なるであろう。

III 博物館における資料の配置と観覧

4. 収集品は、明瞭な展示方法、簡潔な情報を与える説明書や貼札の系統的配置、利用者が必要とする説明が与えられる案内書や折り本の出版、各種階層の参観者に適応した註釈づきの案内人による規則的な観覧の編成によってすべての階層の人々が容易に鑑賞できるようにすべきである。即ち、案内人は適当な資格をもつものであり、本勧告第 16 節に掲げられている団体の機関を通じて任命されたものが望ましい。録音した解説の再生装置の慎重な利用もありうる。

5. 博物館は、各種階層のすべての観覧者の都合、特に勤労者の余暇時間を斟酌して、毎日都合のよい時間に開館さるべきである。博物館は、地方環境や習慣に応じて連日休むことなくかつ毎夜勤労時間後も開館されているよう、交替制をとれるだけの十分な数の管理職員を持つべきである。博物館は照明、暖房等必要な設備を持つべきである。

6. 博物館は容易に利用され、慰安手段を持つてできるだけ魅力的でなければならない。施設の特徴は尊重され、且つ展示物の見学者が、それによって鑑賞を妨げられないことを条件として、休憩所、食堂、喫茶室その他の類似施設が、一般大衆のために、なるべく博物館構内（庭、露台、適当な地階等）又は博物館にごく近接した場所に設けられるべきである。

7. 観覧料はできる限り無料とすべきである。観覧料が常時無料でなく、または、それが名目的なものに過ぎなくとも、小額観

覧料を徴収することが必要であると認められる場合には、各博物館の観覧料は、少なくとも 1 週間に 1 日あるいはこれに相当する期間無料とすべきである。

8. 観覧料が課せられる場合、これを証明する公の方法がある国においては、低所得者ならびに大家族構成員に対しては、これを免除すべきである。

9. 特定の博物館又は 1 群の博物館に何回でも入場できるようにする一定期間の予約割引観覧料のような、特別な便宜が常時利用を奨励するために提供される。

10. 可能な場合はいつでも、教育的・文化的計画に参加する学童や成人の団体、博物館職員、及び本勧告第 17 節に述べられている団体課成員に対しては観覧料は無料とすべきである。

IV 博物館の広報

11. 加盟各国は、地方当局又は自らの文化活動事業部あるいは旅行事業部のいずれかを仲介として、かつ国の教育ならびに国際関係とも関連し、その権限の範囲内で博物館ならびにその展示会の観覧者数の増大を奨励するためあらゆる手段を講ずるべきである。

12. a 加盟各国は、全国的又は地域的旅行社に、博物館の観覧者数の増大を図ることを主な目的の 1 つとするよう勧奨し、この目的に対しその事業活動及び財源の一部を供与するように勧奨するべきである。

b 博物館は、上記旅行社の奉仕を正式に活用し、かつ博物館の社会的、文化的影響を伸展せしめるため自ら行なう努力にこれを協力させるよう勧誘するべきである。

V 地域社会における博物館の地位と役割

13. 博物館は、各**地域で知的、文化的中枢として奉仕**すべきである。よって、博物館は地域社会の知的、文化的生活に**貢献**すべく、地域社会はこれに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。このことは特に、その規模と不釣り合いなほど重要性を持つ小都会及び村落による博物館に適用するべきである。

14. 博物館と、職業団体、労働組合、商工業企業の社会事業部のような地域団体との間に緊密な関係を樹立すべきである。

15. 博物館と、ラジオ、テレビジョン放送の機関、企業との間の協力が、最大の安全な注意を払いつつ、博物館展示物を成人及び学校教育のために利用できるよう確立され又は改善するべきである。

16. 博物館が学校及び成人教育に対してなしうる寄与を認め、かつ促進すべきである。

さらに、博物館の寄与は、地方の教育指導者とその収集物の性質により、学校が特に関心をもつ博物館との間に公的かつ規則的連繫を樹立する任務をもつ適当な機関の設置により組織化される。

この協力は下記形態をとることもできる。

- a 各博物館が、博物館の教育目的への利用を組織化するために館長監督下に職員として教育専門家をおくこと。
- b 博物館が、教員の尽力を求める教育担当の部をおくこと。
- c 館長、教員で構成する合同委員会を、博物館を最も有効に教育目的に利用することを保証するため、地方または地域水準で設立すること。
- d 教育上の要請と博物館の資源を調整するためのその他の措置をとること。

17. 加盟各国は、特に法制上の便宜を供与することにより、博物館に精神的、物質的支持を与え得る博物館の友好団体又は類似団体の設立及び発展を促進すべきである。これらの団体はその目的を達成するのに必要な権限と特権とを付与されるべきである。

18. 加盟各国は、博物館の各種活動に青少年が参加することを奨励するため博物館クラブの発達を勧奨すべきである。

上記は、パリにおいて開催され、1960 年 12 月 15 日閉会が宣せられた国際連合教育科学文化機関第 11 回総会により正当に採択された勧告の正文である。